に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）第七条第一項ただし書に規定する許可（以下「専従許可」という。）を受けた職員（以下「専従休職者」という。）が復職したとき又は派遣法第二条第一項の規定により派遣された職員、育児休業法第三条第一項の規定により育児休業をした職員、官民人事交流法第八条第二項に規定する交流派遣職員、法科大学院派遣法第十一条第一項の規定により派遣された職員、自己啓発等休業法第二条第五項に規定する自己啓発等休業をした職員、福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第四十八条の三第七項若しくは第八十九条の三第七項に規定する派遣職員、配偶者同行休業法第二条第四項に規定する配偶者同行休業をした職員、平成三十二年オリンピック・パラリンピック特措法第十七条第七項に規定する派遣職員若しくは平成三十七年国際博覧会特措法第二十五条第七項に規定する派遣職員が職務に復帰したときにおいて定員に欠員がない場合についても、同様とする。

別表第十八　人事院規則一八―〇の一部改正に関する表（第一条第十八号関係）

改正後	改正前
（派遣除外職員） **第一条**　派遣法第二条第一項に規定する規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。 一～八　（略） 九　福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第四十八条の三第七項又は第八十九条の三第七項に規定する派遣職員 十～十二　（略）	（派遣除外職員） **第一条**　派遣法第二条第一項に規定する規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。 一～八　（略） 九　福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第四十八条の三第七項に規定する派遣職員 十～十二　（略）

別表第十九　人事院規則二一―〇の一部改正に関する表（第一条第十九号関係）

改正後	改正前
（交流派遣の対象から除外する職員） **第五条**　官民人事交流法第二条第三項の人事院規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。 一～八　（略） 九　福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第四十八条の三第七項又は第八十九条の三第七項に規定する派遣職員 十～十二　（略）	（交流派遣の対象から除外する職員） **第五条**　官民人事交流法第二条第三項の人事院規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。 一～八　（略） 九　福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第四十八条の三第七項に規定する派遣職員 十～十二　（略）

別表第二十　人事院規則二四―〇の一部改正に関する表（第一条第二十号関係）

改正後	改正前
（派遣除外職員） **第三条**　法科大学院派遣法第二条第二項の人事院規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。 一～六　（略） 七　福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第四十八条の三第七項又は第八十九条の三第七項に規定する派遣職員 八～十一　（略）	（派遣除外職員） **第三条**　法科大学院派遣法第二条第二項の人事院規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。 一～六　（略） 七　福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第四十八条の三第七項に規定する派遣職員 八～十一　（略）